

平成23年11月

平成23年12月「租税訴訟学会・税務情報交換」福岡開催ご案内

租税訴訟学会会員の皆様

租税訴訟学会 弓削 忠史・上村 昇

12月福岡税務情報交換を、下記のとおり開催いたしますのでご案内を申し上げます。
ご参加会員各位は、下記「ご連絡欄」にてのご参加連絡をください。

記

- ①福岡開催日時：平成23年12月9日（金曜日） 午後6時より午後7時45分の間
 - ②開催場所：A.R.Kビル(アークビル) D会議室
 - ③情報交換内容：「税務情報（親族間取引等）及び研究発表」
- 2, 費用負担：会場費 1,000円(非会員は、2,000円但し、会員加入 1,000円)
 - 4, 懇親会ご参加の場合 5,000円

ご連絡欄：FAX又は下記メールアドレスで12月3日（土曜日）までにご返信ください。

租税訴訟学会 弓削忠史・上村昇 宛

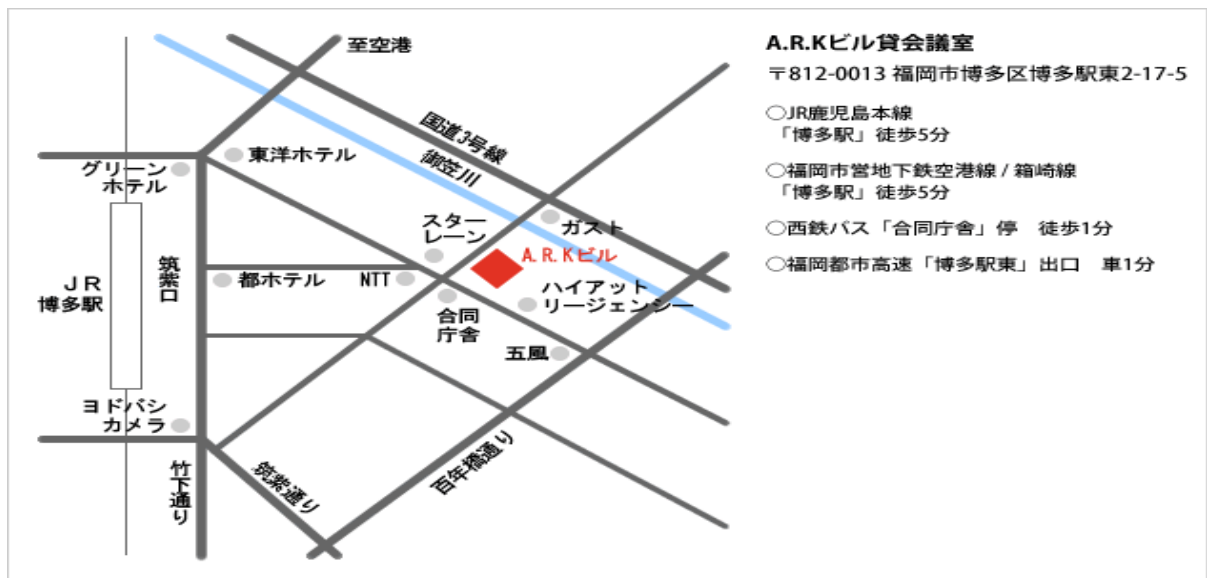
平成23年12月「租税訴訟学会・税務情報交換」福岡・懇親会に参加する。

FAX0956-22-8014 E-MAIL n.k1219@minos.ocn.ne.jp

お名前 _____ ご連絡先 TEL,FAX,E-MAIL _____

福岡会場

▶ アクセスマップ



10月税務情報交換レポート

10月は福岡会場及び東京会場にて、各界活躍会員の参加により税務情報交換を開催した。東京会場においては指定公証人・弁護士（公認会計士兼務）税理士の税務情報交換をした。福岡会場においては、中国地方で活躍の税理士参加による研究テーマについて情報があった。10月税務情報交換（以下「本会」という。）の内容をレポートとして項目ごとに下記に列挙する。

1 税務時事 遡及立法について。

◎ 「予測可能性を租税法律主義の機能として重視する立場をとると、例えば不利益な遡及立法においては禁止される、という考え方もかなり自然に根拠づけられることになるだろう（以下の点については、筆者（金子宏）の文献を参照せよ）。・・・・・・・・・・ 2000年10月別冊ジュリスト155号「憲法判例百選Ⅱ [第四版]」 433ページ通達課税と租税法律主義より抜粋

2 税務検証 ストックオプション・グローバルスタンダードの存在について意見交換

3 税務改善 租税法律主義による「税法条文適用のために実施すべき手続き」志岐昭敏税理士

- ①「税理士業務」と「税法条文適用のために実施すべき手続」の関係
- ②「税法条文適用のために実施すべき手続きの基準」を策定するにあたって考慮すべき租税の基本原則
- ③税法適用の対象は客観的な具体的事実である。
- ④課税要件を構成する「事実の種類」
- ⑤「具体的事実の検証」と「適用すべき条文の発見」
- ⑥「具体的事実」と「事実の種類」との対照による課税事実の確定
- ⑦税法条文に定められた「事実の種類」の認識方法
- ⑧税法適用の対象となる具体的事実の認識方法

4 税務調査 相続税調査における財産評価について・・・・・・・・申告段階における客観的評価での申告の必要性。

5 税務訴訟 相続税における財産評価訴訟についての客観的専門家意見添付本会意見及び懸案地方税賦課課税訴訟についての税法学研究者意見書手配済

6 税務要求 租税法律主義・・・3 税務改善と関連

7 税務広報 本部研修会資料閲覧 「財産分与の税務 日米比較からのアプローチ」

8 税務研究 所得税法における親族間取引について・・・・・・・・次回研究論文本会発表予定

9 税務連携 本部研修会資料閲覧 7 税務広報と同じ

10 税務文化 マスメディアによる税務情報のあり方

11 税務見聞 東京・福岡での税務情報交換により幅広く展開

12 税務出版 次回以降にて報告

租税訴訟学会 東京・福岡税務情報交換 報告者 税理士 上村 昇

平成24年本会開催案内は本部より開催案内をする。併せ既参加会員へは別途情報連絡あり。